

就業案内 No.1 (継続的な仕事)

令和6年10月18日現在

就業希望者は各事務所、各担当まで ⇒ 本部 ☎22-4454、 荒川・大滝 ☎54-3123、 吉田 ☎77-0071

裏面もあります「**注意事項**」をご確認ください

★ 記載の就業日数は現在の就業状況の目安です。就業日数の増減、契約の解除等があり得ることを御了承下さい。

	就業先等	場所	内容	性別	就業時間(1日)	就業日数 (1か月あたり)	担当
継続請負	1 秩父市文化体育センター管理業務	大野原	敷地内の清掃・除草、夜間の受付業務・催し大会等の準備・片付け ※急募につき適任者が見つかり次第締め切ります。	男	8:30~17:00 17:00~21:30 ローテーション	13日程度 (土・日・祝日含む)	清水 (本部)
	2 聖地公園管理業務	聖地公園	草刈作業、除草作業、植木剪定、清掃、土木作業、行燈祭準備等	男	8:30~17:00	10日程度	引間 (本部)
	3 公衆トイレ清掃作業	秩父市内 公衆トイレ	市内公衆トイレをシルバー専用車に乗り2名で就業する ※年末年始、土日就業できる方。 ※12月から	女	午前便：8時~12時前後 午後便：12時~16時前後 で調整	6~10日程度	安類 (本部)
	4 荒川地区水道施設管理業務	荒川	荒川地区内11箇所配水場の点検専用車に乗り複数で就業する ※60歳代、安全運転できる方	男	月 9:00~11:30 金 9:00~15:30	6~9日程度	黒澤・若林 (荒川)
	5 大滝支所公民館清掃業務	秩父市役所 大滝総合支所 及び大滝公民館	構内(トイレ清掃含む)清掃業務・ゴミ片付け除草、 落ち葉掃き等屋外清掃	不問	8:30~15:30	5~7日程度	黒澤・若林 (荒川)
	6 源流郷おおたき 大滝道の駅管理業務	大滝	遊湯館内・清掃、郷路館内・厨房、食器洗い、清掃	女	7:30~10:00 16:00~20:00 又は21:00	打合せによる (土・日・祝日含む)	黒澤・若林 (荒川)

就業案内 No.2 (継続的な仕事)

	就業先等	場所	内容	性別	就業時間(1日)	就業日数 (1か月あたり)	担当
派遣	1 クチーナ サルヴェの農場	みどりが丘	鶏の卵集め・野菜の収穫・除草作業等	不問	8:00~11:00 冬9:00~12:00	土曜日のみ	今井 (本部)

就業案内 No.3 (単発的な仕事)

	就業先等	場所	内容	性別	就業時間(1H~7H位)	就業日数 (1か月あたり)	担当
単発請負	1	①植木の手入れ ②草刈作業(刈払機使用) ③ゴミ(植木、草)運搬作業	市内	一般家庭、企業、公共等 ※外仕事のため体力のある方 ③は、クリーンセンターへのゴミ運搬	男	受注状況によります。 詳細は各担当まで。	引間 (本部)
	2	除草作業(手作業)	市内	一般家庭、企業、公共等の手作業による除草作業	不問	受注状況によります。 詳細は各担当まで。	安類 (本部)
	3	個人家庭の掃除・家事援助サービス	市内	個人家庭等の掃除、簡単な介助、食事作りなどの生活支援 (継続的な案件もあります)	女	受注状況によります。 詳細は各担当まで。	坂本 (本部)
	4	シルバーガイド	市内	主に礼所案内や、市内街なか観光ガイドをしています。毎月第3金曜日9時30分より福祉女性会館会議室で勉強会を行っています。参加は自由です。ガイドの仕事をしてみたい方や、秩父の観光・歴史・文化を学びたい方など、皆様のご参加お待ちしております。※すぐに仕事があるわけではありません、まずは勉強会の参加からお願いします。			今井 (本部)

<注意事項>

シルバー人材センターが会員に紹介する仕事は、臨時的かつ短期的(おおむね月10日程度以内)な就業又は軽易(1週間当たりの就業時間がおおむね週20時間を超えない)な業務となります。

シルバーと会員との就業に関する契約期間は、3カ月以内(派遣と同様)となります。派遣の場合は更新を重ね、最長5年までとなります。

請負の場合は5年ルールをなくしましたので、更新を重ね5年以上の就業も可能な場合があります。

例) 秩父市とシルバーとの契約が1年の場合

特に問題ない場合は、1年以内(シルバーと発注者との契約期間が1年のため)の範囲で、

シルバーと会員の就業に関する契約は自動更新(3カ月を繰り返す)となります。

※研修期間は配分金は出ません。

※募集人数に対し希望者多数の場合には選考になります。選考結果は合否とも応募された方に連絡いたします。

※募集期間は**おおよそ1週間**ですが、お客様の都合等で「急募」や「再掲載」の案件は

適任者が見つかれば次第、締切りさせていただきます。ご了承ください。

また、請負業務の配分金には消費税が含まれています。派遣業務の賃金には含まれていません。

(派遣は「配分金」でなく「賃金」になります)

※草刈機を取り扱う仕事については刈払機安全衛生教育を修了していることが条件となります。

修了していない方は自費で受けていただく必要があります。

★今後、共働・共助の理念からワークシェアリング(就業先に於いて、就業会員の増員等)

を行っていく場合もありますので、就業日数や時間数に保証がないということも、ご理解いただきますようお願い致します。